

T O M A C 仲裁の現状

URL <http://www.jseinc.org>

社団法人日本海運集会所

常務理事 松 元 俊 夫

序

日本海運集会所の前身は、1921 年に海運取引所として設立された株式会社神戸海運集会所で、1926 年 5 月に仲裁部を設けて海事仲裁業務を開始した。1933 年 11 月に社団法人に改組して今日に至っている。社団の会員は、海運、造船、荷主、保険、シッピングブローカー、倉庫などの業界各社、団体及び法律事務所ほかである。

1 . 三つの仲裁規則

社団法人日本海運集会所（以下「集会所」という）の仲裁は、集会所に設けられた海事仲裁委員会（the Tokyo Maritime Arbitration Commission、以下「TOMAC」という）が制定した仲裁規則の下で行われている。TOMAC は三種類の仲裁規則を定めている。即ち係争金額にかかわらず案件を取り扱う普通「仲裁規則」、係争金額 2,000 万円以下のものを対象とした「簡易仲裁規則」、同 500 万円以下のものを対象とした「少額仲裁規則」の 3 種類の規則がある。

2 . 実績

1991 年 4 月から 2001 年 3 月までの 10 年間の TOMAC 仲裁の実績を見ると、受理した仲裁件数は、147 件で、申立人と被申立人双方の住所が日本国にあるもの（以下「国内案件」という）が 79 件、いずれか一方又は双方が日本国以外にあるもの（以下「国際案件」という）が 68 件である。仲裁判断書を交付したもの 65 件（併合したものを含む）、手続中に仲裁人の斡旋で和解したもの 38 件、取下げ 34 件である。取下げのうちの大部分は、時効中断のために仲裁を申し立てた後、当事者間で示談解決したものである。

紛議の内容を見ると、定期傭船契約 43 件、船舶売買契約 36 件、航海傭船契約及び運送契約 29 件、造船契約 10 件、裸傭船契約 8 件、貨物損害 8 件、運航委託契約 2 件、船舶管理契約 1 件、救助契約 1 件、コンテナリース契約 1 件、その他

8件となっている。

3. 仲裁契約

海事関係業者は、標準契約書式を使用することが多く、かつそれらの書式には仲裁条項が印刷されているので、争いを仲裁で解決することが定着している。

1) 集会所制定書式の仲裁条項は次のとおりである。

(英文)

Any dispute arising from or in connection with this Charter Party shall be submitted to arbitration held in Tokyo by the Tokyo Maritime Arbitration Commission (TOMAC) of The Japan Shipping Exchange, Inc. in accordance with the Rules of TOMAC and any amendment thereto, and the award given by the arbitrators shall be final and binding on both parties.

(和文)

1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所(東京又は神戸)に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
2. 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則による。

4. TOMAC 仲裁実務の特徴

1) 仲裁人の選任

仲裁人は、委員会が管理する仲裁人名簿に記載され、かつ、当事者及び当該事件に利害関係がないとみられる者のうちから選任され、当事者は、「仲裁人名簿」の中から選任を希望する仲裁人7名以内を事務局に通知することができる。

仲裁は、仲裁人に対する信頼関係に基づくという理由で、仲裁人は当事者が直接選任する機関が多いが、TOMAC は、仲裁人が自分を指名した当事者の利益代弁者にならないよう仲裁人の不偏公正を確保するために特に配慮するとともに、当事者の意向を反映させるため、このような選任方法を考案した。

また、「7名以内」としたのは、2、3名では希望仲裁人が自己の都合で仲裁人を引き受けられない場合があり得るからである。海事仲裁委員会(正副委員長会議)が当事者の示した希望の順位を尊重し、第三仲裁人の選任と共に決定

する。

2) 仲裁人の忌避と開示

仲裁人が海運業者や仲立業者のように業界人である場合に、厳格にその独立性を追求すると、仲裁人の所属する会社と当事者との間に何らかの取引関係が存在することがあるため、微妙にその仲裁人の独立性を疑われるおそれがあり得るので、そのような場合に対処できるよう、規則は、「仲裁人は、… 当事者及び当該事件に利害関係がないとみられる者のうちから選任され」、「当事者は、当該事件に関して希望仲裁人と接触してはならない」と規定して委員会と当事者に仲裁人の中立公正を期し、他方「仲裁人は、当事者、その代理人その他の関係者と当該事件に関して、個人的に接触してはならない」だけでなく、選任されてから「7 日以内に、自己の不偏性及び独立性を疑われるおそれのある事情を開示する書面を委員会に提出し」、その書面には、「仲裁の当事者、当事者の子会社等の関係会社、当事者の代理人、選任された他の仲裁人と密接な個人的、取引上その他の関係があるか否か」についても開示され、仲裁人の中立公正を求め、これに対して開示書面を見た当事者は、7 日以内に仲裁人の忌避の申立てをすることができる。この期間内に忌避の申立てがなければ開示事項については、異議なく認めたものとみなす。このように仲裁人選任の段階で、当事者に忌避の意向があれば、仲裁人の忌避問題を早期に解決できるようにしている。仲裁手続が迅速かつ円滑に行われるためには、当事者が、仲裁人にある事情が存することを知っていたならば、その仲裁人を忌避したであろうという状況は、できる限り早く知らされるべきである。

次に、仲裁人の選任が終了した後に忌避事由が判明し、又は生ずる場合を想定して、さらに忌避について定めている。忌避については公催仲裁法第 793 条の規定により、最終的な判断は、裁判所に委ねられてはいるが、TOMAC は、内部で判断する。即ち、忌避の申立てがあったときは、仲裁人が自ら忌避問題を審理することはなく、TOMAC は、当該仲裁人及び仲裁人会とは関係のない第三者からなる忌避審査委員会を設置して忌避理由の有無を判断させる。

忌避審査期間中は仲裁手続は中断する。実務的に迅速な解決方法として、当該仲裁人が自ら辞任することによって解決する場合もある。ただし、そのことをもって、忌避の申立てに理由があるものとは解されない。

3) 仲裁人の義務・罰則、免責

仲裁人の義務として、公正かつ誠実にその任務を行い、当事者を公平に扱うべきことのほか、当事者、その代理人その他の関係者と当該事件に関して、個人的に接触してはならず、秘密保持のため仲裁の内容、当事者名その他当該事件に関連した事項を第三者に漏らしてはならないという義務を課するのみならず、それらのいずれかに違反したときは、その仲裁人は直ちに辞任しなければならないと、さらに TOMAC は、その仲裁人を名簿から除名することができることを定める。

さらに仲裁人は、TOMAC 及び事務局と共に、仲裁手続と仲裁判断について、一切の民事上の責任を免除される。

なお、仲裁規則とは別に「仲裁人倫理規程」があり、同規程には次のとおり定められている。

仲裁人は、予め仲裁規則に精通し、同規則に従って誠実にその任務を行う。

仲裁人は、仲裁の内容、当事者名その他当該事件に関連した事項を第三者(部下等を含む)に漏らしてはならない。

当事者審尋は、事案の内容を明らかにするために行うものであるから、仲裁人は、当事者に対する質問に徹し、当事者、その代理人等に対して、判断内容を予見させるようなことを述べてはならない。

仲裁人は、当事者その他の関係者と当該事件に関して個人的に接触してはならず、自己の公正を疑われるようなことをしてはならない。

4) 当事者の義務

仲裁人の義務と同様に秘密保持の観点から、当事者、その代理人その他の関係者に進行中の当該事件に関連した事項を漏らしてはならないことを求めている。

さらに、仲裁手続を迅速に進行させるため仲裁人会の指示に従わなければならないと、故意又は重大な過失により、時機に遅れて新たな主張若しくは証拠を提出することなどにより仲裁の完結を遅らせると仲裁人会が認めたときは、仲裁人会(仲裁廷)はこれらを却下できることを定めている。

5) オンライン仲裁

書面の範囲拡大とテレビ会議方式の採用

今日の通信手段の進歩発達に合わせて、書面の範囲を拡大している。申立書は書面を用いなければならないが、答弁書ほか陳述書、証拠書類の提出は、電子郵便（e-mail）又はファクシミリによって提出できる。この場合、それらの書面が原本と相違ないこと及び相手方に送付したことの挙証責任は、発信者が負う。

仲裁判断も e-mail によることを希望する当事者がいるが、公催仲裁法第 799 条は仲裁判断の原本を管轄裁判所に預け置くことを求めているので、文書による判断書を作成している。

また、遠隔地に居住する当事者、証人などが審尋期日に出席できないことがあるので、相当の理由があるときはスピーカー付電話器、テレビ会議システム等を介して審尋に参加することができることを定めた。当事者や証人が海外に居住する場合、TOMAC との間で仲裁に関する協力協定を締結している仲裁機関の協力を得て、その機関が当該当事者、証人等が電話又はテレビ会議に参加する者に間違いのないことを証明することによって、オンライン仲裁を普及させることが可能になるであろう。

6) 用語

申立書、答弁書、陳述書、審尋及び仲裁判断書に使用する用語は、国内案件については日本語、国際案件については原則として英語である。国際案件であっても、当事者が日本語を話す代理人を選任し、かつ日本語の使用を望む場合は、その限りではない。書証類は、仲裁人会が特に命じた場合以外は、翻訳を要しない。

7) 和解による解決

仲裁人会は、当該紛争の全部又は一部を和解によって解決するよう当事者を斡旋することができる。仲裁手続と和解の斡旋・調停を厳格に区別する英米法系の考えを考慮し、規則の取扱い上当事者が和解による解決を希望したときに、仲裁人が和解を斡旋することとし、それが不調に終わったときは、仲裁人会は和解斡旋の際に知り得た情報を仲裁判断の材料としてはならないことを定めている。

8) 仲裁費用

申立人は、仲裁申立ての際に受理费 10 万円を事務局に納付し、さらに仲裁に要する費用、即ち仲裁人の謝礼（報酬）、事務経費等に充てるため、仲裁人会が請求金額に基づいて算出した納付金を支払う。納付金の額は、仲裁納付金規定によって、当事者双方が最低 45 万円宛を納付する。請求金額 5 億円で納付金は 221 万円、10 億円で 321 万円である。審尋の回数が 4 回を超える場合や仲裁人会が要請した証人又は鑑定人のための費用以外に追加納付を求めることはないので、当事者は手続開始の段階で、ほぼ所要費用について予測することができる。

なお、簡易仲裁の場合受理费は 10 万円、納付金は最低 30 万円宛、少額仲裁の場合受理费は 3 万円、納付金は請求金額の 5%、最低 10 万円で、申立人のみが支払う。

9) 仲裁判断の公表

仲裁判断は、予め当事者双方の反対の意思表示がない限り、公表することができ、TOMAC はこれまでに 213 件公表した。1972 年 10 月以降のものについては当事者名、特定の会社名、個人名など、船名以外の固有名詞を伏せている。一般的に仲裁の利点として秘密保持を重視し、仲裁判断を公表すべきではないという考えがあるが、海事仲裁に関する限り、各種の標準契約書式が使用されることが多く、また、類似の条項或いは類似の争いが多く見られるため、当事者以外にも一つの手引として参考となる。

公表することによって第三者の批評を受けるとともに、どのような仲裁が行われているかという点で、仲裁に関する広報の役目を果たしていると思われる。

なお、仲裁手続の公表や書類の閲覧などは一切認めていない。

10) 調停前置仲裁

仲裁申立て後の取下げの大部分は、手続を進行させないという条件付で、時効の中断を狙って仲裁を申し立てるものである。このような事情を考えると、当事者が求めるのは、必ずしも主張・立証を尽くした後の仲裁判断に限るわけではなく、紛争の早期解決である場合が多いと言えよう。そこで、2001 年 6 月の規則改正によって、仲裁申立てを受理した後、事務局が調停を行うよう当事者双方に勧めることができることとした。当事者双方が調停に同意したときは、海事仲裁委員長が選任する一名の調停人が調停規則に基づき、同意の日から 60

日間に限り調停を行う。

調停が不調に終わったときは、仲裁手続を再開する。この場合、調停人は、当事者が合意した場合に限り、再開される仲裁の仲裁人となることができる。調停手続と仲裁手続が別個のものであることを明らかにしている。

なお、集会所の英文と和文の救助契約書式には当事者は海難救助報酬斡旋委員会に救助報酬金額及び特別補償金額の斡旋を求めることができること、並びにその斡旋が不調に終わったときは、TOMAC に仲裁を求めることができる旨の規定を設けている。

以上